
プロジェクト	リース
項目	[設例 1] 及びその関連修正の検討

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2023 年 5 月 2 日に、企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」（以下「本会計基準案」という。）及び企業会計基準適用指針公開草案第 73 号「リースに関する会計基準の適用指針（案）」（以下「本適用指針案」という。）また、本会計基準案及び本適用指針案を合わせて「本会計基準案等」という。）並びにその他の会計基準等の改正案（以下合わせて「本公開草案」という。）を公表した。
2. 本資料は、本公開草案に寄せられたコメントのうち、質問 25（設例に関する質問）に関して、リースの識別に関するフローチャートにおいて、資産の特定に関するフローの記載の変更を検討すべきとのコメントについて検討することを目的としている。

本公開草案に対して寄せられたコメント

3. 本適用指針の[設例 1]リースの識別に関するフローチャートでは、資産が特定されているかどうかの判断について、資産を代替する実質的な権利に関する判定のみ示されているが、これ以外にも、契約への記載の状況（本適用指針案 6 項）や物理的に別個かどうか（本適用指針案 7 項）等、様々な事項を検討すると考えられる中、資産を代替する実質的な権利のみを細分化してフローとして示すのはバランスを欠くと考えられるため、修正を検討いただきたい。たとえば、IFRS 第 16 号と同様に、「特定された資産があるか」に関して細分化を行わない方法に修正することが考えられる。

対応案

（コメントへの対応案の検討の経緯）

4. 前項のコメントに対して、第 523 回企業会計基準委員会（2024 年 4 月 2 日開催）及び第 146 回リース会計専門委員会（2024 年 3 月 27 日開催）では、前項のコメントへの対応案として、資産が物理的に別個かどうかの判断（本適用指針案第 7 項）をフローチャートに追加する提案を行った。
5. 当該提案に関して、第 146 回リース会計専門委員会では、資産を代替する実質上の能力を有するかどうかの判断（本適用指針案第 6 項）よりも資産が物理的に別個かどうかの判断（本適用指針案第 7 項）を先に記載すべきとの意見が聞かれた。

(事務局の再提案)

6. 本適用指針案第 6 項で定めているように、特定された資産があるかどうかを判断することが重要であると考えられるところ、その例外的な考慮要素のみフローチャートで優先順位を示すことに有用性はないと考えられる。
7. 前項及び本資料第 3 項に記載のコメントの提案も踏まえ、資産を代替する実質上の能力を有するかどうかの判断（本適用指針案第 6 項）のステップに関する記載を削除し、特定された資産があるかどうかの判断のステップに関する記載に修正することが考えられる。当該修正により、本適用指針案で示すフローチャートは IFRS 第 16 号により整合することになる。
8. また、これに関連して、本適用指針案第 6 項において「顧客は特定された資産の使用を支配する権利を有していない」と記載している点について、資産の使用の支配の判断は、本適用指針案第 8 項に従って判断することになるため、本適用指針案第 6 項を次のとおり修正することが考えられるかどうか（追加は下線、削除は取消線で示している）。

(HP では非公表)

ディスカッション・ポイント

本資料第 7 項の再提案及び前項の修正案について、ご意見を伺いたい。

以 上

別紙 [設例1] リースの識別に関するフローチャート

(HP では非公表)